

令和8年1月

令和8年度

停止処分者・違反者講習業務の委託  
に係る公安委員会認定審査要領

香川県警察交通部運転免許課

## 令和8年度停止処分者・違反者講習業務の委託に係る 公安委員会認定審査要領

令和8年度における停止処分者・違反者講習業務については、香川県公安委員会が本講習業務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める法人に委託することとしています。

本講習業務の委託契約を希望される方は、下記のとおり、香川県公安委員会が行う審査により、認定を受けることが必要です。

### 記

#### 1 「停止処分者・違反者講習業務」とは

道路交通法（昭和35年法律第105号、以下「法」という。）第108条の2第1項第3号に基づき、運転免許の保留、免許の効力の停止及び6月を超えない範囲内の自動車等の運転の禁止の処分を受けた者に対し、また、法第108条の2第1項第13号に基づき、免許を受けた者又は国際運転免許証等を所持する者で、軽微違反行為（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）別表第2の1の表に定める点数が3点以下である違反行為をいう。）をし、当該行為が同法第102条の2の政令で定める基準（累積点数が6点）に該当するものに対し、香川県公安委員会が実施する運転者教育をいう。

#### 2 認定を受けることができる者

講習の委託を受けることができる者とは、道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるもの（法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第38条の3）であり、組織、設備及び能力について、具体的には次のとおりである。

##### (1) 組織

ア 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）が、法第51条の8第3項第2号イからホまでに該当するものでないこと。（本書末尾参考資料参照）

イ 主たる事務所を県内に有すること。

ウ 部下職員に対する指導監督の地位にある責任者を免許センター内に配置すること。

エ 責任者は、講習業務に関しトラブルが生じた場合は即時対応し、解決する能力を有すること。

オ 責任者及び委託業務に従事する職員が直接的な雇用関係にあること。

カ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じること。

- (2) 設備  
当該講習を行うために必要な資機材が整備できること。
- (3) 能力  
ア 「運転免許に係る講習に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）」  
第7条第2項に定める資格を有する者を7人以上置いていること。  
～別紙「講習指導員資格要件」参照  
イ 講習指導員に対し、自動車安全運転中央研修所における研修等を受講させ、  
講習水準の向上を図ることができること。  
ウ 令和8年4月1日から委託業務を確実に履行できる者であること。

### 3 履行場所

高松市郷東町587番地138

香川県運転免許センター及び社会参加活動を実施する場所（高松市内）

### 4 委託業務の内容

- (1) 業務内容  
ア 講習の受付  
イ 講習の実施  
ウ その他講習に付随する事務
- (2) 令和7年度業務実績見込

講習区分		実績見込
停	短期講習	805人
	中期講習	131人
止	長期講習	112人
違反者	社会参加活動を含まない講習	201人
	社会参加活動を含む講習	216人

### 5 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 6 申請手続

委託契約を希望する者は、次の要領で申請資料を提出すること。

- (1) 申請資料（様式用紙等）の配布期間  
令和8年1月6日（火）から同年1月30日（金）までの、午前8時30分から午後5時まで  
※ ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
- (2) 受付期間  
令和8年1月21日（水）から同年1月30日（金）までの、午前8時30分から午後5時まで  
※ ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

- (3) 申請資料の配布・提出及び問い合わせ先  
香川県警察本部交通部運転免許課講習係  
郵便番号 761-8031 香川県高松市郷東町 587 番地 138  
電話番号 087-881-0645 (内線 283)
- (4) 提出方法  
前記(3)の場所に直接持参するか、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明できるものとする。）。
- (5) 提出書類及び提出部数  
ア 提出書類  
　　様式 1 号に記載  
イ 提出部数  
　　1 部

## 7 審査要領

審査については、「公安委員会認定審査書（様式 7 号）」及び「公安委員会認定申請書添付書類チェック表（様式 8 号）」により行う。

## 8 審査結果の通知

審査結果については、電話で通知するとともに、「公安委員会認定結果通知書（様式 9 号）」により通知する。

## 9 認定期間

認定日から令和11年 3 月 31 日まで

## 10 その他申請資料の様式

申請資料の様式については、別添のとおり。

※ 複数の委託業務に申請する場合、申請書及び誓約書以外は複写（コピー）での提出を可とする。ただし、そのうち 1 つの委託業務申請については全ての書類を原本で提出すること。

## 参考資料

### 【法第 51 条の 8 第 3 項第 2 号イからホまで】

- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法第 119 条の 2 の 4 第 2 項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- ハ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 12 条若しくは第 12 条の 6 の規定による命令又は同法第 12 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの
- ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

## 講習指導員資格要件

- 1 25歳以上の者であること。（運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）第7条第2項第1号）
- 2 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者であること。（講習規則第7条第2項第2号）
- 3 次のいずれにも該当しない者であること。
  - (1) 運転適性指導（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して3年を経過していない者
  - (2) 法第117条の2の2第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
  - (3) 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86条）第2条から第6条までの罪又は法に規定する（イに規定する罪を除く。）を犯し拘禁刑又は禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- 4 次の各号いずれにも該当する者であること。
  - (1) 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。
    - ア 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者（講習規則第7条第2項第3号）
    - イ 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が運転適性指導に関する業務に関し、アに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認められる者
  - (2) 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。
    - ア 普通自動車に係る教習指導員資格者証及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び

知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

イ 普通自動車に係る届出教習所指導員課程及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

ウ 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、ア又はイに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

(3) 次のいずれかに該当する者であること。 (講習規則第7条第2項第4号)

ア 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

イ 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修）を終了した者

停止処分者・違反者講習業務委託に係る  
公安委員会認定審査申請書

令和 年 月 日

香川県公安委員会 殿

申請者 住所

商号又は名称

代表者氏名 印

電話番号  
FAX 番号

道路交通法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則第38条の3の規定により、  
公安委員会が委託業務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認め  
る法人として、下記の書類を添えて申請します。

また、添付資料の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 定款その他目的を証明する書類
- 2 登記簿謄本（登記事項証明書を含む。）
- 3 個人情報保護規程の写し又はこれに係る遵守誓約書
- 4 事業概要書（様式2号）
- 5 役員の氏名及び住所を記載した名簿（様式3号）
- 6 役員全員について、道路交通法第51条の8第3項第2号イからホまでのいずれ  
かに該当しないことを誓約する書面（様式4号）
- 7 委託業務に従事する職員名簿（様式5号）及び資格者証写し
- 8 設備一覧表（様式6号）

## 事 業 概 要 書

(商号又は名称 : )

区 分	所 在 地	電 話 番 号
本 店		
支店等		
事業内容		
国又は地方 公共団体で の委託実績		
創業年月日	資本金	純資産

### 樣式 3 号

## 役員名簿

## 誓 約 書

次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）とするものでないことを誓約します。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑又は禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 4 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 5 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

香川県公安委員会 殿

令和 年 月 日

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

樣式 5 号

## 委託業務に従事する職員名簿

## 様式 6 号

## 設 備 一 覧 表

(商号又は名称： )

## 1 講習用資器材

## (1) 所有台数

番号	資器材区分	製造会社	型 式	製 造 番 号
1				
2				
3				
4				
5				

(2) リース台数 台

※ リース契約により準備した場合は、契約書の写しを添付すること。

## 2 普通自動車（マニュアル式及びオートマチック式で補助ブレーキ等の装置付）

## (1) 所有車両

番号	車名	登録番号	自賠責証書番号	所有者
1				
2				
3				
4				
5				

(2) リース台数 台

※ リース契約により準備した場合は、契約書の写しを添付すること。

## 3 普通自動二輪車等（マニュアル式及びオートマチック式）

## (1) 所有車両

番号	車名	登録番号	自賠責証書番号	所有者
1				
2				
3				
4				
5				

(2) リース台数 台

※ リース契約により準備した場合は、契約書の写しを添付すること。

## 4 施設

番号	所 在 地 及 び 名 称	収容人員	所有者	備 考
1				
2				
3				

※ 講義室を所有している場合は登記事項証明書、賃貸借契約の場合は契約書の写しを添付すること。

## 公安委員会認定審査書

## ※ 認定審査の根拠

## 【道路交通法第108条の2第3項】

公安委員会は、内閣府令で定める者に第1項第1号、第3号から第9号まで、第11号から第13号まで、第15号若しくは第16号に掲げる講習又は前項に規定する講習の実施を委託することができる。

## 【道路交通法施行規則第38条の3】

道路交通法第108条の2第3項の内閣府令で定める者は、道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるものとする。

申請法人	法人の名称		
	主たる事業所の所在地		
	代表者の 住所 ふりがな		
	氏名		
	生年月日		
委託業務名		停止処分者・違反者講習業務	
審査内容		審査結果	確認書類
○道路における交通の安全に寄与することを目的としていること。		適・否	定款その他目的を証明する書類
○当該講習を行うのに必要な組織、設備及び能力を有していること。			
組織	役員が、次のいずれかに該当するものでないこと。		
	【法第51条の8第3項第2号イからホまで】		
	イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	適・否	様式3号 様式4号
	ロ 拘禁刑又は禁錮刑以上の刑に処せられ、又は法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者	適・否	様式3号 様式4号
	ハ 集団的に又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者	適・否	様式3号 様式4号
	ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの	適・否	様式3号 様式4号
	ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者	適・否	様式3、4号

組 織	2	主たる事務所を県内に有していること。	適・否	様式2号 登記簿謄本
	3	責任者は、講習業務に関しトラブルが生じた場合は、即時対応し、解決する能力を有すること。	適・否	様式3号
	4	責任者及び委託業務に従事する職員が直接的な雇用関係にあること。	適・否	様式3号
	5	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じること。	適・否	当該規程の写し又は遵守誓約書
	6	「運転免許に係る講習に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）」第7条第2項に定める資格を有する者を7人以上置いていること。	適・否	様式5号
能 力	7	各種講習項目に応じた講習指導員を選任して講習を実施できること。	適・否	様式5号
	8	講習指導員に対し、自動車安全運転中央研修所における研修等を受講させ、講習水準の向上を図ることができること。	適・否	様式5号
	9	令和8年4月1日から、委託業務を確実に履行できる者であること。	適・否	様式2号
設 備	10	当該講習を行うために必要な資機材、装備及び施設が整備できること。	適・否	様式6号
最終審査結果		前記審査の結果、 適格 ・ 不適格 と認めます。		
		審査年月日 審査担当者	令和 年 月 日 交通部運転免許課	

## 様式8号

## 公安委員会認定申請書添付書類チェック表

受理番号	申 請 者	
	法人の名称	
	代表者氏名	
	委託業務名	停止処分者・違反者講習業務

認 定 確 認 資 料		チェック欄
1	定款その他目的を証明する書類	適 ・ 否
2	登記簿謄本（登記事項証明書を含む。）	適 ・ 否
3	個人情報保護規程の写し又はこれに係る遵守誓約書	適 ・ 否
4	事業概要書（様式2号）	適 ・ 否
5	役員の氏名及び住所を記載した名簿（様式3号）	適 ・ 否
6	役員全員について、道路交通法第51条の8第3項第2号イからホまでに該当するものでないことを誓約する書面（様式4号）	適 ・ 否
7	委託業務に従事する職員名簿（様式5号）及び資格者証写し	適 ・ 否
8	設備一覧表（様式6号）	適 ・ 否
注：上記2の書類は、申請日前1月以内に発行された原本とする。ただし、複数の委託業務に申請する場合は、本申請については原本認証された謄本でも可。		
審査年月日 令和 年 月 日 審査担当者 交通部運転免許課		

香公委発第  
令和 年 月 日

(主たる事業所の所在地)

(法 人 の 名 称) 殿

(代 表 者 の 氏 名)

香川県公安委員会 印

## 公安委員会認定結果通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった、令和8年度停止処分者・違反者講習業務委託に係る公安委員会認定審査の申請については、審査の結果、下記のことについて（適格・不適格）と認定しましたので通知します。

### 記

1 業務 道路交通法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則第38条の3の規定に基づく令和8年度停止処分者・違反者講習業務

2 期間 通知日から令和11年3月31日まで

3 注意事項 認定後に、法人の名称、主たる事業所の所在地、代表者の氏名の変更があったときは、都度、遅滞なく変更事項を証する書類を香川県公安委員会に提出して変更を届け出ること。